

台湾の国立大学行政法人化 — 「大学法」改正案の焦点 —

岡 村 志 嘉 子

目 次

はじめに

I 「大学法」改正案

- 1 改正案提出に至る経緯
- 2 改正案の主な内容

II 国立大学の行政法人化

- 1 国立大学行政法人化の理由
- 2 国立大学行政法人化の内容

III 大学評価

- 1 台湾における大学評価の変遷
- 2 現行の大学評価関係規定
- 3 「大学法」改正案における大学評価関係規定

おわりに

はじめに

我が国では「国立大学法人法」(平成15年法律第112号)が2003年(平成15年)7月9日に成立し、2004年4月から国立大学が法人化されることになった。近年全面的な教育改革が進められつつある台湾においても、国立大学法人化が改革の焦点の一つとなっている。

台湾では高等教育が急速に普及し、量的には既に飽和状態に達したとされる。そのため、量的拡大による質の低下が強く懸念され、国際競争力のある質の高い高等教育をいかに実現するかが、最大かつ緊急の課題となっている。

このような状況の中で2003年6月、国立大学の行政法人化、大学運営の弾力化、大学評価システムの整備等を柱とする「大学法」全面改正案がまとまった。今回の「大学法」改正の検討は長期にわたり、特に国立大学行政法人化については、我が国と同じくその是非が大きな論議となった。最終的に、国立大学行政法人化は今後の台湾の大学発展に不可欠の改革であるとの認識の下に、法案がまとめられた。本法案が成立すれば、台湾の高等教育は新たな局面を迎えることになる。それは、多くの点で我が国の国立大学法人化の方向性とも一致している。

今回の「大学法」改正案は、台湾の高等教育改革の動きを如実に反映したものであり、台湾の高等教育の現状を理解するための重要な手掛かりとなる。本稿ではその全てに言及することはできないが、まず「大学法」改正案の概要を紹介した上で、国立大学行政法人化の内容と、行政法人化に伴う重要事項として制度の整備が急がれている大学評価について、若干の解説を加えたい。

I 「大学法」改正案

1 改正案提出に至る経緯⁽¹⁾

台湾の「大学法」は1948年に制定され、1972年、1982年、1994年に改正が行われた。1987年の戒厳令解除後、台湾民主化の流れの中で1994年に改正された現行「大学法」は、学問の自由の保障、学内の民主的メカニズムの確立、大学自治の定着等、台湾の大学の発展と民主化を推

進する上で大きな力を発揮してきた。しかし、その後、教育改革が加速し大学を取り巻く状況が変化する中で、現行「大学法」に関して次のような問題点が明らかになった。

- 大学の法的位置付けが不明確で、教育省との責任関係がはっきりしない。
- 学内組織が硬直化しているが、それを規制する関係規定が十分整備されていないため、組織の自主的運営が困難になっている。
- 校務会議（後述。Ⅱ-2-④参照）が学内の最高意思決定機関となったため、学長は責任のみで権限がない状態に陥っている。また、校務会議の構成員が多すぎて議事効率が悪く、学術面の責任体制づくりが困難である。
- 学長、学部長、学科主任等が学内教員により選出されるため、選挙の際派閥対立が生じ、大学運営の安定性が損なわれ、教育研究の質の向上にも影響が及んでいる。
- 大学共通必修科目、退学学生の救済、学内組織の設置手続き、教員の昇格等について、司法院（我が国の最高裁判所に相当）で「大学法」「大学法施行細則」の規定と異なる判断が下された。
- 教育課程が弾力性に欠け、新たな世紀の国際的学術競争に対応できない。

大学改革とそれに伴う「大学法」改正の必要性は、1994年9月に発足した行政院（我が国の内閣に相当）教育改革審議委員会において、既に議論の焦点の一つとなっていた。1996年12月に同委員会が提出した『教育改革総審議報告書』は、大学教育について、「高等教育審議委員会」の設置、大学公法人化（本『報告書』では「公法人」と表現されている）、学術体系と行政体系の分離、評価システムの構築等、具体的な提案を行った。それを受けて1998年5月に閣議決定された『教育改革行動計画』は、「大学法」改正を高等教育改革の項目の第一に挙げ、「大学法改正プロジェクトチーム」を設けて1999～2000年度に法改正作業を行うとした。ここで挙げら

れた主な改正点は、大学学長選出方法、学部長・事務局長等の資格とその選出手続き、私立大学の理事会と校務会議の権限と責任、大学自治の法的範囲、教育省の法的監督の範囲、国公立大学理事会の設置、国公立大学法人化、であった。

教育省は1997年11月、董保城政治大学法学部教授に「大学運営と学術自由、大学自治の研究」プロジェクトを委託し、「大学法」改正に対する各界の意見と主要国の大学法人化関係資料の収集を開始した。1998年5月には国内の主要大学学長や専門家からなる「大学法改正プロジェクトチーム」が結成され、その検討の結果「大学法」全面改正案が2000年1月に公表された。

「大学法改正プロジェクトチーム」は2000年4月、「大学法草案ワーキンググループ」に再編成され、先の全面改正案を土台として更に検討と修正が重ねられた。特に、国立大学行政法人化の具体的な枠組みについて、問題分析や関係者からの意見聴取を行った上で、行政法人化モデルの決定と関係条文の整備が進められ、2000年12月、「大学法」改正案が再度まとめられた。

この改正案について2001年2月以降、全国各地で公聴会、専門家と教育省関係者の討論会が実施されたほか、教育省ホームページ上でも改正案が公開され、広く意見の聴取が行われた。それに基づき改正案に修正が加えられた場合、大学学長会議にその都度報告され、学長の意見を聴取して更に調整を行った。

「大学法」改正案はこのように入念な検討が重ねられた上で、2002年6月26日行政院に送付された。国立大学行政法人化は人事、財務、国有財産等の現行規定に関係するため、ここでも更に検討が加えられ、また、行政院が進めている政府機構改革との調整も行われた。最終的に、国立大学行政法人化関係規定を独立した1章とする改正案が完成し、2003年6月11日閣議決定され、立法院（我が国の国会に相当）に送られることになった。

2 改正案の主な内容⁽²⁾

今回の「大学法」改正案は、第1章 総則（第1条～第10条）、第2章 行政法人国立大学（第11条～第32条）、第3章 大学の組織と会議（第33条～第43条）、第4章 大学教員の級別と任用（第44条～第50条）、第5章 学生事務（第51条～第62条）、第6章 附則（第63条～第69条）の6章全69条からなる。現行「大学法」は、第1章 総則（第1条～第2条）、第2章 設置と類別（第3条～第5条）、第3章 組織と会議（第6条～第17条）、第4章 教員の級別と任用（第18条～第21条）、第5章 学生の資格、修業年限、学位（第22条～第26条）、第6章 附則（第27条～第32条）、の6章全32条であり、改正案では条文がほぼ倍増している。

今回の改正案で新たに加えられた主な内容は以下のとおりである。

第1章 総則

【大学の定義】「本法により設立され学士以上の学位を授与する高等教育機関」と明確に規定した。（改正条文第2条）

【国外に分校を開設するための法的根拠】世界貿易機関（WTO）加盟により、外国の大学が台湾域内に分校を設置できるようになったため、国内の大学も同様に国外に分校を設置できるとする規定を追加した。（同第4条）

【大学評価システムの構築】各大学は、教育、研究、校務運営等について定期的に自己評価を行う。また、教育省は各大学の発展を促進するため、評価委員会を組織するか信頼性のある民間学術団体または専門評価機関に委託して定期的に大学評価を行い、その結果を公表し、政府から大学への経費補助の金額算定の参考にする。（同第6条）

【高等教育行政に関する諮問システムの構築】教育省の下に高等教育審議委員会を設置し、高等教育政策や資源配分等の事項を審議させる。各大学の経費については、毎年各大学から教育

省に提出される年度経費計画を高等教育審議委員会が審議し、その結果に基づき教育省が国立大学教育研究補助経費総額として予算に計上する。また、大学学術長期発展計画に基づき、行政法人国立大学は教育省と一年以上の長期経費補助契約を締結することができる。（同第8条、第9条）

【大学の整理統合】資源の過度の重複配置や浪費を避けるため、大学連合・大学共同研究センターの設置や大学合併の根拠となる条文を制定し、大学の整理統合を促進する。大学合併は、大学から自主的に合併計画が提出されるものと、教育省が国立大学の発展や資源配分の必要に応じて計画を策定するものに分かれるが、いずれも高等教育審議委員会の承認を得た後、執行される。（同第7条、第10条）

第2章 行政法人国立大学

【漸進・併存型の法人化】国立大学の行政法人資格取得については、漸進・併存型の改革とする。教育省が高等教育審議委員会と当該国立大学の意見を聴取し、行政法人運営に適合する国立大学について、行政院での審査を経て行政法人資格を取得させる。行政法人資格を取得していない国立大学については、従来通りの規定に従う。（同第11条）

【調達の弾力化】行政法人国立大学の調達手続きは、教育省と行政院公共事業委員会で定めることができ、「政府調達法」の制限を受けないものとする。（同第12条）

【人事関係規定の規制緩和】行政法人国立大学に任用される者は、国家行政機関の職員とは異なり、当該行政法人の人事管理規則が適用され、その権利義務等の事項は契約によるものとする。行政法人国立大学理事の配偶者及び三親等以内の親族は、当該行政法人の総務、会計、人事の職務に従事してはならない。（同第13条）

【現職職員の身分・権利の保障】行政法人国立大学に行政法人化以前から在職する職員については、行政法人化後も従来の人事関係規定が適用され、給与、手当、保険掛金を始めとする各

種の権利も保障される。(同第14条～第21条)

【財産、校地・施設の帰属・監督】行政法人国立大学は財務処理規定を自ら定めることができ、それを教育省に報告し、教育省の監督を受けるものとする。公表される財務報告は、公認会計士による監査を受けなければならない。行政法人化後、教育研究に必要な国有財産及び政府の経費補助により取得・購入した校地・施設等の財産は国有財産のままとし、当該大学がその保管・使用・収益を行う。行政法人国立大学が自ら取得した財産は自己財産とし、その保管・使用・収益・処分方法は当該大学が決定し、理事会の審議を経て教育省の許可を得た後、実施する。(同第22条～第26条)

【理事会の設置】行政法人国立大学は11～21名の理事を置く。理事の任期は4年で、再任は1回のみ可能とする。理事は当該大学校務会議で推薦された者及び高等教育審議委員会が推薦する学外有識者から教育省が選出し、理事の半数以上は学外者とする。(同第27条～第30条)

【行政法人の解散】行政法人国立大学が情勢の変化または業績不良により法人設立の目的を達成できない場合、教育省は高等教育審議委員会の審議を経て行政院の承認を得た後、当該行政法人国立大学の解散その他の適切な措置を講じることができる。(同第31条)

第3章 大学の組織と会議

【学長の権限・責任の明確化】学長は校務について責任を負い、かつ職務の範囲内で対外的に大学を代表する。(同第33条)

【学長選出方法の改正】国立大学の学長選出方法は、現行の二段階方式(学内で2～3名の候補者を選び、教育省の組織する選考委員会がその候補者の中から選出する)を改め、教育省が推薦する代表、大学教員代表、同窓生代表、公正な市民の代表から構成される選考委員会による一段階選考方式とし、選考委員会が自主的に広く候補者を募るものとする。(同第34条)

【大学の規模及び特色の設定】大学発展の方向に合わせ、大学に「単位コース」「学位コース」

を設置できるものとする。大学の学生数は各大学の規模等の条件に合わせなければならない、その基準は教育省が定める。(同第38条、第39条)

【大学学術主管の資格及び選出方法の改正】学部長、学科主任、附置研究所長の資格制限を緩和し、当該大学教員に限らず、学外の副教授以上の資格(学部長については教授の資格)を持つ者から選出する。(同第40条)

【学内組織規定】大学は内部組織について自主的に組織する権利を有し、学内の組織や会議の名称、任務、職掌、業務分担等の事項は、大学組織規定で定めるものとする。(同第41条)

【学内重要会議】校務会議は大学運営の一般的な重要事項について決定権を有するものとし、学部・学科の設置・統廃合、教員の任免・昇格等、教育・研究に関する重要事項については学術評議委員会(後述。II-2-④参照)が決定権を有するものとする。(同第42条、第43条)

第4章 大学教員の級別と任用

【大学教員の権利義務規定】学術研究を行う大学の教員の権利義務は、小中高校教員のそれとは自ずから異なるので、大学教員の権利義務については「教師法」の規定のほか、各大学の規則においてこれを定めることができる。(同第47条)

【大学教員の任免手続き】大学教員の任免・昇格等は、学部・学科の教員評価委員会での審議を経て学術評議委員会での審議する。教員評価委員会の構成と運営に関する規定は、校務会議の審議を経るものとする。(同第48条)

【教員評価制度の構築】大学は教員の教育、研究、指導効果等について評価を行い、教員の待遇、昇格、任免、奨励の参考とする。これらの評価に関する規定は大学が自ら定めることができる。(同第49条)

第5章 学生事務

【修業年限の弾力化】学部卒業生で成績優秀な者は、修士課程を経ずに博士課程に進学することができる。修業年限は短縮または延長することができる。大学は単位取得証明と学位を授与す

ることができる。学生は副専攻、複数専攻、他大学単位の相互認定による履修が認められ、遠隔授業方式により単位を取得することもできる。(同第51条、第54条～第57条)

【学生募集】大学は公平、公正、公開の原則に基づき、単独または他大学と合同で学生募集を行う。学生募集に関する規定は各大学が定め、教育省の審査を経て実施される。芸術系学部の入学資格と学生募集方法は「芸術教育法」と関係規定によるものとする。また、受験生が試験会場の秩序や入試の公平性に違反した場合の処理についての規定も設けられている。(同第52条)

【学生自治組織】大学は全学規模の学生会その他の学生自治組織の設立を支援し、学生の大学での学習効果と自治能力を増進させるとともに、学生異議申立て制度を整備して学生の権利を保障しなければならない。その方法は各大学が定めるものとする。(同第60条)

【奨学金】大学と中央・地方政府は学生の修学を支援するため、給付または貸与による奨学金事業を行うことができる。(同第62条)

第6章 附則

【教育事業協力】大学は教育、研修、研究、サービスの各機能を発揮するため、政府機関、民間団体、学術研究機関等と教育事業協力を行うことができる。その実施方法は教育省が定める。(同第64条)

【寄附】個人及び営利企業から行政法人国立大学への寄附については、「所得税法」第17条及び第36条の寄附関係規定が適用され、所得税控除の対象となる。(同第65条)

【情報公開】大学運営に関する情報は、法により守秘義務のあるもの以外は公開を原則とする。(同第66条)

【公立大学】直轄市立大学、県立大学、市立大学も行政法人となることができ、その場合本法の規定が準用される。(同第67条)

II 国立大学の行政法人化

1 国立大学行政法人化の理由

今回の「大学法」改正の焦点は、国立大学の行政法人化である。行政法人とは、国・地方自治体以外で、国の特定の公共的業務を行うため法律の規定により設置される、公法上の法人のことをいう⁽³⁾。台湾における国立大学の行政法人化は、行政効率向上を目指して現在進行中の政府機構改革の一環と位置付けられている。

国立大学行政法人化の理由を、教育省は次のように説明している⁽⁴⁾。

○現在、国立大学は教育省に属するため、政府機関の人事・会計・予算・会計検査・調達等に関する各種の規定に縛られ、大学の学術的な発展と競争力の向上が阻害されている。例えば、教職員任用に際しては必ず公務員関係法令に準拠することが求められるため、必要な人材を弾力的に任用したり、外国大学の有名教授を高給で招聘したりすることができない。また、予算は単年度編成が求められ、校務発展長期計画に即した合理的な予算を組むことができない。大学独自の校務基金による機器・設備の購入や施設建設工事についても、「政府調達法」の規定に基づく処理が求められ、さまざまな不便が生じている。

○現在、台湾の国立大学は法的位置付けが明確でなく、「学術自主」が憲法で保障されているものの、組織体制上は教育省附属の学校でしかない。外国の例を見ると、先進諸国の多くで、大学は行政法人化されている。国立大学行政法人化は世界の先進諸国の趨勢である。

○国立大学行政法人化は、1988年から1994年にかけて立法院で「大学法」改正が審議された際にも、議論の焦点となっていた。行政院の教育改革審議委員会が1996年12月に提出した『教育改革総審議報告書』においても、重点的改革項目として提案されている。台湾にお

ける国立大学行政法人化構想は、このような状況の下で、大学の組織や運営に対する規制を緩和して大学の自主的な発展を促し、台湾の大学の教育研究水準と国際競争力を高めることを目的として具体化した。

2 国立大学行政法人化の内容

行政法人国立大学は、その法的地位、教育省との関係、学内組織、教職員の任用、経費補助、財産管理等、さまざまな点で現行の国立大学と異なる。行政法人化により変更される事項について、現行の国立大学と行政法人国立大学を比較対照したものが、次頁の表である。

また、今回の行政法人化案で特徴的な点として、以下の4点が挙げられる。

①漸進・併存型の行政法人化

今回の国立大学行政法人化は、大学の学術における自主性を保障しつつ、大学により弾力的、自主的かつ発展に有利なもう一つの選択肢を提供し、大学の発展と質の向上を促進することを目的としている。ここで注意すべきことは、国立大学の行政法人への転換が、大学の意向を尊重して漸進的に実施するものであって、全ての国立大学を対象とした強制的なものではない、という点である。即ち、今後国立大学は、従来型の国立大学と行政法人国立大学の二種類が併存する形となる。「大学法」改正案は、「国立大学は一般の国立大学と行政法人国立大学に分けられる」（第5条）と規定した上で、行政法人国立大学には「大学法」改正案に新たに加えられた諸規定が適用されるが、従来型の国立大学には従来通りの規定が引き続き適用される、ということを明記している。

国立大学の行政法人資格取得は、教育省が高等教育審議委員会と当該国立大学の意見を聴取した後、行政院に報告し審査承認を得るものとされる。まだ行政法人資格を取得していない国立大学には、従来通りの規定が適用され、経費補助が削減されるなどの不利益も一切ないとされる。このように、「大学法」が改正されたと

しても、全ての国立大学に一律に行政法人化を強制するものではないことが強調されている。

なお、「大学法」改正案第11条には「教育省は一般国立大学の行政法人国立大学への移行を奨励しなければならない。」と規定され、教育省が国立大学の行政法人化を積極的に推進する方針が明確に示されている。一方で、従来型国立大学も完全な法的保障を得る形となっている。また、最終的に全ての国立大学を行政法人化する計画なのかどうかについては、明らかになっていない。段階的に行政法人化する方針であるとされるが、その時期的目標は示されていない。

②理事会による監督システム

行政法人国立大学に学内外の専門家や有識者からなる理事会を設置することにより、大学の管理や運営方針について、学外から有益な意見や提案を受け入れることが可能となる。理事会は、学長の任免、大学資産の管理・運用方針の決定、大学の予算・将来計画についての提案、大学運営報告の審査等の権限を有する。学外有識者による管理監督が、教育省による直接管理より大学の発展の可能性を広げ、大学の社会的意義を高めると考えられている。また、大学に対する社会の参与を拡大することで、大学の閉鎖性が排除されることも期待されている。

行政法人国立大学理事会は、当初の案では1大学1理事会とされたが、今回の「大学法」改正案では「行政法人国立大学は単独または合同で理事会を設置しなければならない」（第5条）として、複数の大学が合同で理事会を設置することを認めている。これは、国立大学が現在59校あり、理事にふさわしい学外候補者に限りがあることから、全ての大学がそれぞれ十数名の理事を選出するのは難しいという現実的判断があった。合同理事会は、大学の現状、歴史、特色、地理的条件、発展の可能性等の要素を勘案して設置することが求められている。

③行政法人国立大学の解散

国立大学が行政法人化された場合、独立した法人格を持つ大学は、人事や経費についてより

現行国立大学と行政法人国立大学の比較

	現行の国立大学	行政法人国立大学
法的地位	独立の法人格を持たず、教育省に属する高等教育機関	独立の法人格を有する組織体
教育省との関係	教育省は大学に対し行政監督を行い、大学の諸事項について行政命令、通達の形で介入することができる。	教育省は、法律及び法律に基づく命令によってのみ、大学に対し合法的な監督を行うことができる。
理事会の設置	なし。教育省が大学を直接管理する。	教育省が大学の校務会議で推薦された者と学外有識者の中から理事を選出し、理事会を組織する。大学人と学外専門家が、教育省に代わって自ら大学を管理する。
学長選出方法	大学と教育省による二段階選考。選挙の際学内に対立や混乱が頻発する。学長は責任のみで権限が小さく、十分な指導性を発揮できない。	理事会が適切な人物を選出し任命する。学長は理事会に対し責任を負い、職権の範囲内で対外的に大学を代表する。
教員の待遇	教育省の規定により基準どおり支給する。	教育研究の成果や潜在能力により、基準を超えて支給することができる。
学内組織の設置	学内組織の設置は教育省の許可を必要とする。	大学は理事会の承認を得て、自ら学内組織の設置を決定することができる。
職員の任用	「公務員任用法」「教育人員任用条例」の規定が適用される。	公務員の資格を持たないものを雇用し、自ら人事管理規則を定めることができる。
経費補助	各国立大学に補助する経費の項目は、教育省が年度毎に予算編成し立法院で審議しなければならない。	行政法人国立大学への補助予算は総額方式で編成する。また、大学学術長期発展計画の必要に即して、教育省と長期補助契約を締結することができる。
経費運用	自己調達経費を除き「予算法」「決算法」「会計法」「会計検査法」の規定が適用される。	経費収入に関する財務処理規定を自ら定め監督を受ける。財務報告は公認会計士による監査を受けて公開する。
調達	自己資金によるものか政府補助経費によるものかを問わず、調達は全て「政府調達法」の規定による（寄附は例外）。	調達手続きは教育省と公共事業委員会が定め、「政府調達法」の規制を受けない。
財産	大学財産は国有であり、大学は単なる管理機関で所有者権者ではない。	それまで使用していた国有財産は引き続き国有であるが、自己収入により購入されたものは大学の自己財産となる。

(出典) 台湾教育省高等教育司「大學法修正重點 Q&A」2003.6.11 台湾教育省ホームページ <<http://www.edu.tw/>>

自主的で弾力的な権限を持つことになると同時に、学校運営に対する責任も課せられる。「大学法」改正案第31条は、行政法人国立大学が法人設立の目的を達成できなくなった場合の解散について規定している。解散の手続きと処理方法については、教育省が定めることになっている。この規定は、財団法人解散に関する「民法」第65条の規定、私立学校解散に関する「私立学校法」第72条の規定、行政法人機関解散に関する「行政法人法」案（現在立法院で審議中）第38条の規定と一致している。なお、解散された行政法人国立大学は、従来型の国立大学に戻ることができる。

④学内意思決定における学術と行政の分離

校務会議は、学内の民主的メカニズムを司るものとして、改正案においても存続することになった。校務会議は学内の代表者で構成され、

学内組織規定、予算・決算、校務発展計画等の重要事項を審議・決定する。校務会議構成員のうち、助教授以上の教員代表が全体の半数以上でなければならないことも明記された。

それ以外に今回の「大学法」改正案では、行政院教育改革審議委員会の提言に基づき、大学に教員の代表からなる学術評議委員会を設置しなければならないことが明記された。学術評議委員会は、学部・学科の設置、教員の任免を始め、学内の学術的な重要事項を審議・決定する組織である。学内の行政面の重要事項は校務会議が、学術面の重要事項は学術評議委員会が、それぞれ決定権を有する分業体制が開始される。これにより従来の校務会議の問題点が解消され、学術面の良好な意思決定と責任体制の構築が可能となると考えられている。

Ⅲ 大学評価

1 台湾における大学評価の変遷

台湾における大学評価の実施は、以下の3つの時期に分けられる⁽⁵⁾。

(1) 教育省主導の時期：1975－1990

台湾において大学評価が実施されるようになったのは1975年度からである。その目的は、大学教育の質を高め、各大学の重点的発展の方向を定め、また教育政策決定の参考とすることとされ、評価を通じて大学教育の質を向上させるという考え方に立つものであった。1976年度には農、工、医の各学部、1977、1978年度には商、法、文、教育の各学部の評価が実施された。これらの評価結果については、教育省から各大学に評価報告が送付された。その後、評価後の改善状況を知るために、教育省は1979年度から1982年度にかけて、各評価対象について追跡評価を実施した。以上の評価について、教育省は全ての評価結果をそれぞれ当該大学に送付したが、一般には公表していない。

大学評価の重要性に鑑み、教育省は1983年度に国内外の専門家を招いて「高等教育評価シンポジウム」を開催し、さらに国内の大学の学長と教務長を招集して大学評価改善会議を開催した。その中で、大学評価の必要性については一致した認識が得られたが、評価の方法、手順、技術、評価報告の作成法については、まだ改善の余地があるとされた。そこで、教育省は「大学教育評価プロジェクトチーム」を発足させるとともに、台湾における大学評価制度改善の参考とするため、米国に調査団を派遣して大学評価の実施状況を実地に研究させた。

(2) 学術団体に実施を委託した時期：1991－1994

社会環境の急速な変化により、大学評価の実施方法に再検討の必要が生じたため、教育省は

1991年度になって大学評価を一時中止し、その改善に力を入れることにした。まず、各大学の学長・学部長と専門家を招集し、大学評価を効果的に推進するにはどうすればよいかについての討議を行った。この中で多くの専門家が、大学評価は公正な専門学術団体に委託すべきであるとの認識を示した。教育省はこの提案を受けて新竹師範学院教学・学校評価研究センターに大学評価に関する研究を委託した。研究の結果、現段階では漸進的な方法を採用し、まず適当な学会を選んで大学評価を試行させ、経験が蓄積され試行の成果が良好であることを確認してから、実施を拡大するのが望ましい、との結論が示された。

上述の提案に基づき、教育省は1992年度と1993年度に、中国電機工学会、中国機械工学会、中華民国管理科学学会に關係学問分野の学術評価を委託した。即ち、これらの学会に、評価基準、評価方法、評価手順の策定と評価の実施及び評価報告の作成を委託したのである。またこの試行期間中、教育省は新竹師範学院教学・学校評価研究センターに「教育省委託学会大学評価試行総合支援計画」の実施を委託し、当該3学会の評価作業への支援提供と、この試行実施の成果についての評価を行わせた。

教育省が3学会に委託したこの時の評価の成果については、その後の評価において、それぞれ大学評価の方法は異なるが、全体として見ると欠点より利点の方が多く、十分肯定できるものであったとされている。学会が行う大学評価とは、同一領域の同僚学者の評価によって大学内部から質の向上を達成するというものであり、教育省が外部から質を監督する以前の方式とは大いに異なっている。また、学会自体も評価を計画・実施することで大学への参与の範囲が拡大し、学術的な信頼性と声望が高まるとともに、同一学術領域の同僚と共同作業をすることにより、学術交流と学問研鑽の機会が増加することになる。しかし、この3学会による大学評価には改善すべき問題点もあった。例えば、明確な

評価の枠組みと手順が定まっていない、評価基準と指標項目が一致していない、対象学問分野の特性が考慮されていない、評価結果報告の形式と内容項目が統一されていない、などである。

この時期、教育省は大学評価の権限を部分的に学術団体に委譲したとはいえ、国内の学会はまだ十分な発展を遂げておらず、学会が正式に発足していない分野や、発足していても評価団体になりうるだけの会員が揃わない学会が少なくなかった。そのため、この段階で学術団体に大学評価を全面的に委託することは望ましくなく、他の方法も検討してより多元的な大学評価制度を構築する必要があった。

(3) 法に基づく評価の時期：1994－現在

大学の発展にとって、1994年の「大学法」改正は非常に重要な転換点となった。大学評価についても、教育省に大学評価を行う法的根拠が与えられた。大学評価の実施について検討するため、教育省は専門家会議を招集し、1996年3月に「教育省大学教育評価計画」（案）を策定した。

教育省は、1997年度に初めて「校務全体」に関する大学総合評価を実施するとともに、各大学の自己評価と評価委員による実地訪問評価の際の参考とするため、評価手引書を作成した。それと同時に、教育省は教養教育学会に「大学教養教育評価の理論と実施に関する研究」を委託し、併せて全国の国公私立大学の一般教養教育に対する評価を実施した。この二つの評価は、一つは組織・運営面の評価、もう一つは学術面の評価であり、共に「大学法」を法的根拠として行われた正式の評価である。これ以降、大学評価は新たな段階に入った。

しかしながら、大学評価には、評価方法、評価基準、評価結果の処理等、まだ多くの改善すべき点がある。これらを整備しより完全な制度を構築することが次の課題である。

2 現行の大学評価関係規定

以下に、現行の大学評価関係規定をいくつか紹介する。

(1) 「大学法」「大学法施行細則」の関係規定

現行の「大学法」と「大学法施行細則」における大学評価に関する規定は次のとおりである。

「大学法」第4条第3項 各大学の発展の方向及び重点は、各大学が国家の必要と大学の特色に基づいて自ら策定し、教育省の審査を経て実施し、教育省がこれを評価する。

「大学法施行細則」第2条 大学法第4条第3項にいう各大学の発展の方向及び重点に関する評価は、教育省が評価委員会を組織しこれを評価する。

(2) 「教育省大学学術評価作業実施要点」

大学の教育・研究についての評価実施要領として、教育省が定めたものである。

「教育省大学学術評価作業実施要点」（2001年9月10日台90高(4)字第90121132号）

1 大学の各学問分野の発展の重点、特色、効果を評価し、大学による自己評価制度構築を奨励・支援し、もって教育の質を高めるために、大学法第4条第3項に基づき本要点を定める。

2 評価対象

- ① 一般国公私立大学の各学問分野の学部、学科、附置研究所及び他の組織を対象とし、学問分野を選び年度を分けて実施する。
- ② 学際的性格の学部、学科、附置研究所は、その発展の重点と特色により、ふさわしい学問分野を自ら選ぶことができる。

3 評価内容

- ① 各学問分野に関係する機関の教育、研究、サービスの成果
- ② 各学問分野独自の特色の構築と発展

- ③ 各学問分野に係る機関の資源の整理統合と運用
- ④ 各学問分野の自己評価制度の構築状況とその運営
- ⑤ その他、各学問分野の発展に係る事項

4 実施方法

- ① 評価を受ける学問分野は、教育省大学教育審議委員会が決定する。必要な場合は前もって各大学の意向を聞くことができる。
- ② 評価機関は、教育省大学教育審議委員会委員で構成される選考班が選考するが、大学が共同で選考することもできる。
- ③ 被評価機関は各大学が自主的に申請するが、教育省が学問分野の性質と関連学部・研究所の発展状況を見て、それを評価対象に加えることができる。
- ④ 自己評価は、被評価機関がそれぞれ評価を受ける前に完了する。

5 評価機関の資格

- ① 全国的な学会または学術研究機関である。
- ② 学術出版物を定期的に刊行している。
- ③ 学術活動に積極的に従事している。
- ④ 十分な数の学術専門家を有する。
- ⑤ 十分な数の専(兼)任事務職員を有する。
- ⑥ 健全な組織と会計制度を有する。

6 評価機関の責任

- ① 評価計画委員会を組織して評価の指標と手続きを策定し、また、広く関係者から意見を求める。
- ② 評価説明会を行って、評価計画の実施と関連指標、手続き等について詳しく説明する。
- ③ 実施計画全体、評価指標、評価手続き等の内容を含む評価手引書を作成する。
- ④ 各大学からの被評価機関名の申請を受理する。
- ⑤ 評価委員候補の名簿を教育省に提出し、同意を得た後任命する。
- ⑥ 実地訪問評価の日程を決める。

⑦ 評価委員と関係要員に対する実地訪問評価事前説明会を実施する。

⑧ 実地訪問評価には必ず事務担当者が随行し、被評価機関と評価委員との連絡調整の任に当たる。

⑨ 実地訪問評価報告を整理し、最終的な評価報告書を提出する。

7 評価機関

① 評価委員と評価に携わる関係者は、評価業務によって得られた各種の情報について守秘義務を負い、教育省の同意なしに公表してはならない。

② 評価結果は、教育省が各被評価大学に通知するとともに、一般に公表する。必要に応じて、評価結果の優良な大学を奨励することができる。

③ 被評価大学は評価結果に基づき改善計画を提出し、教育省が改善を促す。

(3) 「国立台湾大学教育研究機関評価方法」

大学の自己評価実施要領の例として、台湾大学の規定を次に紹介する。

「国立台湾大学教育研究機関評価方法」(1997年6月7日、1996年度第2学期第2回校務会議通過)

第1条 国立台湾大学(以下、本学と略)は、教育研究の質と水準を向上させ、全体と重点的発展の方向との均衡を維持するため、本学教育研究機関評価方法(以下、「本方法」と略)を定める。

第2条 本学において評価を受ける機関は、学部、学科、附置研究所及びセンターである。

第3条 教育研究機関の評価業務を行うため、本学は、全学評価委員会及び各教育研究機関評価委員会を設置する。

第4条 全学評価委員会は、学長、副学長1名、教務長、研究発展委員会主任委員、各学部長で構成され、学長が招集人、教務長が事務局長として、各教育研究機関評価委員会設置の計画、指導に責任を持つ。

第5条 各教育研究機関評価委員会は、関係分野の専門家5名から9名までで構成され、その委員は、学長の指定する事務部門責任者が指名し、全学評価委員会の同意を得るものとする。全学評価委員会はまた、委員のうちの1名を招集人に指名する。

第6条 各機関の評価は4年から6年ごとに1回を原則とする。

第7条 学科、附置研究所、センターの評価項目は、その機関の性質により、以下の項目の全部または一部を含むものとする。即ち、学問分野の計画と発展方向、行政部門との整合性、人的資源、図書、設備、施設規模と経費、国内外の学術活動、カリキュラムと指導、サービスと普及事業、教育と研究の成果、学生の成績と学習成果等。

第8条 学科、附置研究所、センターの評価の手順は、以下のとおりとする。

1. 全学評価委員会は、毎年4月末日までに翌年度における評価計画を提出し、直ちに被評価機関に通知する。
2. 全学評価委員会は、各被評価機関が実地訪問評価を受ける日の2ヵ月前までに、当該機関の評価委員会を組織する。
3. 被評価機関は、実地訪問評価の日の1ヵ月前までに、所定の表に基づいて作成した評価資料を大学に提出するとともに、評価委員にも送付する。
4. 評価委員の実地訪問評価は、本学関係主管及び被評価機関からの説明聴取、施設・設備・教育・研究状況の参観、教員・学生との個別・団体面談等からなり、委員は意見交換と総合的優劣検討の後、実地訪問評価表を完成させ、また、訪問を終え大学を離れる前に本学の関係行政主管と懇談し、評価結果の概要を口頭で報告する。
5. 評価委員は、実地訪問評価終了後60日以内に、評価結果の詳細を書面で報告する。

第9条 学部の評価は、学部内の各機関の評価

が終了してから実施しなければならない。また、学部の中長期計画と実施状況、学部内各機関の評価結果、各機関の教育研究とその発展方向の整合性等について、総合評価を受けなければならない。その評価手続きは学部長と学部評価委員会が協議して定める。

第10条 各教育研究機関の評価報告は、質と量の両面に言及する形とする。評価結果は被評価機関に改善のための根拠として供されるほか、大学、学部に対し資源配分の調整、中長期計画の改訂、学科の増設・統廃合等の計画の参考として供せられる。

第11条 本方法は、校務会議通過後実施される。改正時も同様である。

3 「大学法」改正案における大学評価関係規定

今回の「大学法」改正案では、大学評価に関する規定は内容が拡充され、独立した1条となった。その全文は次のとおりである。

「大学は教育、研究、サービス、指導、校務行政等の事項について、定期的に自己評価を行わなければならない。その評価に関する規定は各大学が定めるものとする。

教育省は各大学の発展を促進するため、評価委員会を組織するか学術団体または専門評価機関に委託して定期的に大学評価を行い、その結果を公表し、政府の教育経費補助の参考としなければならない。その評価方法は教育省が定めるものとする。」

ここでは、大学評価が自己評価と第三者評価からなり、その両方を定期的に行わなければならないことが明記された。条文の第1項が自己評価、第2項が第三者評価に関する規定である。また、第三者評価の評価結果が、政府の各大学に対する経費補助の金額決定に際して重要な判断材料となることも明記された。

おわりに

2003年6月11日、「大学法」改正案の閣議決定を受けて、游錫堃行政院長は「教育省は積極的に各国立大学に理解を求め、また立法院と協調して「優先審議法案」として法案の早期成立を目指してほしい」と指示した⁽⁶⁾。

「大学法」改正案は、2003年9月に始まる立法院の次期会期において審議される。立法院での審議がどのような形で進行し、最終的にどのような形で決着するのか、また、行政法人化の結果、台湾の国立大学がどのような形で新たな発展を遂げるのか、今後の展開が注目される。

注(1) 台湾教育省高等教育司「大學法修正重點Q & A」2003.6.11 台湾教育省ホームページ<<http://www.edu.tw/>> の記述に基づく。

(2) 「大学法」改正案条文は「大學法修正草案條文對照表」2003.6.11 台湾教育省ホームページ による。また、改正案の主な内容は本「對照表」と「大學

法修正草案總說明」2003.6.11 台湾教育省ホームページ を基に整理した。

(3) 前掲「大學法修正重點Q & A」。

(4) 同上。

(5) 國立臺北師範學院『大學學門評鑑制度規劃與實施作業之研擬<期末報告>』台湾教育省委託研究 2002.12 pp.20-22

(6) 「行政院院會決議 民國92年6月11日第2843次會議」台湾行政院ホームページ <http://www.ey.gov.tw/web/menu_talk/meet2843.htm>

参考文献（注記に掲出済のものを除く）

岡村志嘉子「台湾の高等教育制度改革」『レファレンス』607号, 2001.8, pp.29-41.

同「台湾の『大学教育政策白書』（全訳）」『同』624号, 2003.1, pp.60-80.

台湾教育省高等教育司「行政院通過「大學法修正草案」」2003.6.11 台湾教育省ホームページ<<http://www.edu.tw/>>

同「大學法修正案議題之回應說明」2003.6.10 <同上>

同「國立大學行政法人化說明」2003.2.20 <同上>

（おかむら しがこ・文教科学技術課）